

■ 複合地区会則

目 次

第1章 複合地区

- 第1条 名 称
- 第2条 目 的
- 第3条 構 成
- 第4条 優越性
- 第5条 複合地区ガバナー協議会
- 第6条 複合地区年次大会
- 第7条 複合地区委員会
- 第8条 ライオン誌日本語版
- 第9条 一般社団法人日本ライオンズ
- 第10条 ガバナー協議会事務局
- 第11条 複合地区会計

第2章 地 区

- 第12条 目 的
- 第13条 構成および組織
- 第14条 地区ガバナー，第1
および第2副地区ガバナー
- 第15条 地区ガバナー・キャビネット
- 第16条 キャビネット構成員
- 第17条 地区委員その他
- 第18条 キャビネット構成員の任務
- 第19条 地区年次大会
- 第20条 地区名誉顧問会
- 第21条 地区ガバナー諮問委員会
- 第22条 キャビネット事務局
- 第23条 地区会計

第3章 改正その他

- 第24条 改正
- 第25条 規則の制定および改廃
- 第26条 名称，紋章，その他の標識
- 第27条 文書配布の規制
- 第28条 施行期日
- 別表1

複合地区会則

第1章 複合地区

第1条 名 称

本組織を、ライオンズクラブ国際協会33X複合地区（以下本会則において複合地区）と称する。

第2条 目 的

複合地区内の各準地区（以下本会則において地区と称する）の運営を円滑ならしめることを目的とする。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人々の間に相互理解の精神を培い発展させる。
- (c) よい施政と良い公民の原則を高揚する。
- (d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人々が個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するよう励まし、また商業、工業、専門職業、公共事業及び個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 構 成

複合地区は、別表1の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

第4条 優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。

第5条 複合地区ガバナー協議会

1. 複合地区にはガバナー協議会を設ける。その構成員は、議長および複合地区内のすべての地区ガバナーとする。
2. ガバナー協議会の役員は、議長、副議長、幹事および会計、並びに協議会が必要と認めたその他の者とする。
3. 協議会議長を含む、協議会の各構成員は1票を投じる権利を有する。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。
4. 地区ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。

5. すべての新役員は、複合地区大会終了までに、地区ガバナーエレクトによって選ばれる。
6. 複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

任期の途中において議長が死亡、辞任、任務遂行が不可能な障害、またはその他いかなる理由でも、議長

職に空席が生じた場合には、残る任期について、速やかにガバナー協議会を開き、後任議長を国際付則第8条4項の規定に従って選ぶことができる。その空席を埋めるまでは、副議長が議長代理としてその任務を果たし、議長と同じ権限を持つ。副議長が空席となった場合には、ガバナー協議会構成員の中から後任者を選ぶ。

7. ガバナー協議会は、国際協会会則および付則の規定、国際理事会および国際年次大会の方針、本会則および複合地区年次大会の決定に従って、複合地区の運営を管理し、役員を選任し、会議を開き、資金を管理運用し、その他複合地区に関する事項を遂行する。

複合地区役員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。

8. ガバナー協議会の定例会議は年3回とし、その他必要に応じて開くことができる。会議は構成員の過半数をもって定足数とし、決議は出席構成員の過半数をもって決する。

ガバナー協議会構成員以外の複合地区役員は、招集に応じてガバナー協議会に出席し、意見を述べるができるが、投票権は持たない。

9. ガバナー協議会は必要に応じて、前期のガバナー協議会議長その他を会議に招集して諮問することができる。
10. ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な

理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2（2/3）の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第6条 複合地区年次大会

1. 複合地区年次大会（以下本会則において複合地区大会と称する）は前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。複合地区大会開催の期日はガバナー協議会および大会ホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは速やかに大会委員長を選任する。
大会委員長はガバナー協議会の指示を受け、大会の設営その他に当たる。
2. 天災地変その他やむを得ない事情のため、正当にして十分な理由があれば、ガバナー協議会は複合地区大会開催の期日、場所および大会ホスト・ライオンズクラブを変えることができる。
3. 複合地区大会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員方式に従ってクラブ代議員を派遣する。複合地区大会のいかなる会合においても、登録した代議員の過半数の出席を定足数とする。
4. ガバナー協議会構成員は、複合地区大会の役員となる。複合地区大会議長にはガバナー協議会議長が当たり、複合地区大会幹事にはガバナー協議会副議長または幹事が当たる。
5. 大会の議事の運営は、ガバナー協議会によってあら

はじめ決定される大会議事規則によって行われる。

6. 複合地区大会の諸決議は出席し、投票した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる。
7. 複合地区大会は国際理事候補者推薦選挙手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。
8. 複合地区大会においては国際協会会則および付則に反しないかぎり、国際協会への提案事項を含めてあらゆる事項を決定できる。
9. ガバナー協議会構成員の3分の2の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の15日前までに終了していなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、遅くともかかる特別大会開催日の30日前までに複合地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第7条 複合地区委員会

1. ガバナー協議会は必要に応じ各種の委員を委嘱する。
2. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。

3. 複合地区内のIT技術促進のため、IT専門委員を委嘱する。
4. YCE委員およびIT委員は、必要があれば、翌年度の8月31日まで、翌年度のガバナー協議会によって委嘱され、実務に当たる。

第8条 ライオン誌日本語版

1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長とともにその監督に当たる。

2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。
3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。
4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日

本ライオンズに委託して行う。

5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章 B.2. に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。

第9条 一般社団法人日本ライオンズ

1. ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、適正迅速な情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、日本のライオンズクラブの発展のために一般社団法人日本ライオンズ（以下日本ライオンズという）を設立した。
2. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、ガバナー協議会の同意の下に日本ライオンズの運営に参画する。
3. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、就任と同時に日本ライオンズの正社員として入社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。

ガバナー協議会議長並びに地区ガバナー以外で理事・監事に就任するものは、正社員として入社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。

各複合地区は日本ライオンズの定款に定める賛助社員とする。

賛助社員は、賛助会費を支払う。

4. 前年度に入社した社員は、前項の正社員入社承認後速やかに日本ライオンズに退会届を提出し退会する。
5. 理事及び監事は、社員総会の決議によって正社員のうちから選任する。
6. 日本ライオンズの監事を選出していない複合地区か

ら、監査委員を各1名選出する。監査委員は、監事とともに日本ライオンズの会計監査を行い複合地区年次大会でその結果を報告する。

- ◎ 7. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営を行うため、複合地区ガバナー協議会議長連絡会議に替え日本ライオンズに全複合地区ガバナー協議会議長を含む構成員による執行理事会を置き協議する。

(330複合地区)

- ◎ 7. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区ガバナー協議会議長を含む構成員による執行理事会を置き協議する。(331～337複合地区)

- ◎ 8. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を行うため、複合地区各種委員長連絡会議に替え、各種委員会を置き協議する。(330複合地区)

- ◎ 8. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区各種委員長を含む構成員による各種委員会を置き協議する。

(331～337複合地区)

- 9. 日本ライオンズの各種委員会決定事項は、日本ライオンズ執行理事会並びに理事会で承認されたのちそれぞれの複合地区ガバナー協議会の同意を得て有効となる。
- 10. ガバナー協議会議長が、国際会則及び付則並びに国際理事会方針書の規定に違反する行為をしたとみなされる場合には、日本ライオンズの執行理事会、理事会並びに各種委員会等への出席を控えなければならな

い。

11. いくつかの複合地区に共通する事項につき、関係する複合地区の代表者が日本ライオンズの執行理事会又は委員会とは別に協議することを妨げない。

第10条 ガバナー協議会事務局

ガバナー協議会は、複合地区の業務を処理するため、ガバナー協議会事務局を設置する。

事務局の運営はガバナー協議会が決定する規則による。

第11条 複合地区会計

1. 複合地区の会計年度は7月1日から6月30日までとする。
 2. ガバナー協議会は複合地区の運営に必要な資金および所有財産の運用管理に当たり、その経過を複合地区大会に報告し、その承認を得る。
 3. 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。
 - (a) 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。
 - (b) 上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。
- (330・331・332・333・335・336・337複合地区)。
- ◎ 3. 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する複合地区運営費、複合地

区大会費，日本ライオンズ賛助会費からなる額の複合地区会費をガバナー協議会に納入する。

(a) 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。

(b) 複合地区会費のうち日本ライオンズ賛助会費，会員1名当たり1ヶ月80円はガバナー協議会が一般社団法人日本ライオンズに納入する。

(334複合地区)。

4. ガバナー協議会は会員中から委嘱した2名以上の監査委員によって，年2回以上経常会計のほか複合地区大会その他ガバナー協議会が主宰する各種大会，各種事業などの特別会計のすべてにわたって会計監査を受けなければならない。

これら特別会計についても複合地区大会に報告し，その承認を得なければならない。

5. 会計年度終了の際残余財産があるときは，これを次期ガバナー協議会に引き継ぐものとする。

第2章 地 区

第12条 目 的

地区は，地区内のライオンズクラブの融和協調を図るとともに，ライオニズムを高揚するためにライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い，地区内の各クラブの運営を円滑ならしめることを目的とする。

第13条 構成および組織

1. 地区は，その管轄地域内において結成され国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。

地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。

第14条 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー

地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーの候補者の資格は、それぞれ、国際協会付則第9条4項、第9条6項(b)(c)の規定による。

1. 地区ガバナー

本協会の国際役員として、また国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区の最高行政役員として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計（または幹事兼会計）、その他単一地区または複合地区の会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム（GMT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
- (c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム（GLT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、クラ

ブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。

- (d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。
- (e) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
- (f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

2. 第1副地区ガバナー

第1副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務める。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会員増強チーム（GMT）との主要連絡役を務め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。
- (c) 地区ガバナー、第2副地区ガバナー、およびグローバル指導力育成チーム（GLT）と協力し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実施する。
- (d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (e) 地区ガバナーから割当てられる行政任務を果たす。
- (f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他の任務を遂行する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議

長を務める。

- (h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (i) 地区予算作成に協力する。
- (j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。
- (k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。

3. 第2副地区ガバナー

第2副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力育成チーム（GLT）との主要連絡役を務め、効果的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。
- (c) 地区ガバナー、第1副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チーム（GMT）と協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。
- (d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。
- (e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
- (f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (g) 地区予算作成に協力する。
- (h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。

- (i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。

4. 空席の補充

(1)地区ガバナーの空席補充

死亡その他の理由により地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d), (e)および標準版地区付則第2条5項に規定する手順により、有資格者の中から推薦し、国際理事会によって任命される。

(2)副地区ガバナーの空席補充

- (a) 死亡その他の理由により第1または第2副地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により、地区ガバナーは、前地区ガバナー、第1または第2副地区ガバナーと、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。

- (b) 第1および第2副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。

- (i) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、

- (ii) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、

- (ハ) 第1または第2副地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として全期または過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。
- (ニ) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

第15条 地区ガバナー・キャビネット

1. 地区ガバナー・キャビネット（以下本会則においてキャビネットと称する）は、第16条に示されるキャビネット構成員をもって構成され、キャビネット構成員は地区役員となる。
なお、本条および第16条、第18条にあるリジョン・チェアパーソンは地区ガバナーが自己の任期中に任命するかどうかが定める権限を持ち、任命されなかった場合は空席となる。
2. キャビネットは地区運営方針を決定し、その実行に当たる。
3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会

計，リジョン・チェアパーソン，ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。

4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。
5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し，諮問することができる。

第16条 キャビネット構成員

1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
 - (a) 地区ガバナー，前地区ガバナー，第1副地区ガバナー，第2副地区ガバナー，地区名誉顧問会議長，キャビネット幹事，キャビネット会計および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター，リジョン・チェアパーソン，ゾーン・チェアパーソン
 - (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。

地区会則委員長，地区PR委員長，地区会員委員長，地区国際関係委員長，地区YCE委員長，地区ライオンズ情報委員長，地区エクステンション委員長，地区視覚障害者福祉委員長，地区聴覚・言語障害者福祉委員長，地区レオ委員長，地区環境保全委員長，地区LCIF委員長，(*) 地区大会参加委員長，地区指導力育成委員長，地区ライオンズクエスト委員長，地区献血委員長，地区IT委員長，地区文化および地域社会活動委員長，地区会員維持委員長，地区女性および家族会員増強委員長，地区アラート委員長，地区青少年委員長

(*) 330複合地区の

み「地区ライオネス委員長」が残っている。

- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長（330・331・332・333・334・335・337複合地区）。
- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計（336複合地区）。
- 2. 前地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される。
- 3. 前記キャビネット構成員のうち、委員長は他の委員長を兼任することを妨げない。
- 4. キャビネット構成員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば、翌年度の8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる。

第17条 地区委員その他

地区委員および第16条1.に規定される以外の者は必要に応じ地区ガバナーによって任命される。その任期は第16条4.に準ずる

第18条 キャビネット構成員の任務

- 1. 前地区ガバナーは地区の調和を図る。
- 2. キャビネット幹事は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの運営事務をつかさどる。
- 3. キャビネット会計は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの出納をつかさどる。
- 4. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐し、地区ガバナーの指揮のもとに、責任者としてリジ

- ヨンの運営に当たる。
5. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの指揮のもとに、責任者としてゾーンの運営に当たる。
 6. 地区会則委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員に対して諸会則、諸規則の周知を図り、また、会則に関する諮問事項に答えるとともに、必要な場合には意見の具申を行う。
 7. 地区P R委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区内クラブ間のP Rおよび公衆に対するP R活動を担当する。
 8. 地区I T委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区内クラブ間のインターネットへの理解と普及活動を推進する。
 9. 地区会員委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、地区内全会員を活動的なしかも熱心な会員に養成することおよび各ライオンズクラブに対し、奉仕的精神に富んだ人を積極的に新会員に選択するようその推進に当たる。
 10. 地区国際関係委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。
 11. 地区Y C E委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、青少年の交換指導を担当する。
 12. 地区ライオンズ情報委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員にライオンズクラブの歴史、組織、規約、行事計画などライオンズ全般にわたる情報を提供する。

13. 地区エクステンション委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、エクステンションに関する活動を行い、新ライオンズクラブの健全な育成を図る。
14. 地区視覚障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、視覚障害者のための諸活動を遂行する。
15. 地区聴覚・言語障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、聴覚障害者および言語障害者のための諸活動を遂行する。
16. 地区レオ委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、レオクラブ結成および活動の推進指導に当たる。
17. 地区環境保全委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、環境保全のための諸活動の推進指導に当たる。
18. 地区LCIF委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、ライオンズクラブ国際財団の諸活動に協力する。
19. 地区アラート委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、アラート活動の推進・指導に当たる。
20. 地区大会参加委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、各種大会に関する会員の認識を深め参加を奨励する。
21. 地区指導力育成委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、指導力育成のための諸活動を推進する。
22. 地区ライオンズクエスト委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する青少年のための教育プログラムを企画・推進するとともに、青少年の健全な成長を図る。
23. 地区献血委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、献

血に関する諸活動の推進指導に当たる。

- ◎ 24. キャビネット副幹事、副会計は、地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネット幹事、キャビネット会計を補佐する（336複合地区）。

第19条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。

地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他に当たる。

2. 天災地変その他やむを得ない事情のため、正当にして十分な理由があれば、キャビネットは地区大会開催の期日、場所および大会ホスト・ライオンズクラブを変えることができる。
3. 地区大会は、大会に参加した地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員方式に従ってクラブ代議員を派遣する。地区大会のいかなる会合においても、登録した代議員の過半数の出席を定足数とする。
4. 地区ガバナーは議長として地区大会を主宰し、キャビネット幹事は地区大会の幹事となる。
5. 地区大会の議事の運営は、キャビネットによってあらかじめ決定される地区大会議事規則によって行われ

る。

6. 地区大会の諸決議は出席し、投票した地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナーおよび代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる。
7. 地区大会は次期の地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーを選出する。
8. 地区大会は国際理事候補者推薦選挙手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。
9. 地区大会は国際協会会則および付則に反しないかぎり、あらゆる事項につき決議を行うことができる。ただし、国際協会への提案については、さらに複合地区大会を経なければならない。
10. 地区キャビネット構成員の3分の2の賛成投票により、地区を構成するクラブの特別大会を、地区キャビネットが決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の30日前までに終了していなければならない、そのような特別大会は地区ガバナー、第1副地区ガバナー、あるいは第2副地区ガバナーの選挙を行うために開かれてはならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、地区キャビネット幹事によって、遅くともかかる特別大会開催日の30日前までに地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第20条 地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は、主として前・元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成され、地区の調和を図る。地区名誉顧問会議長には原則として前地区ガバナーを任命するものとする。

第21条 地区ガバナー諮問委員会

1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。
2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。

第22条 キャビネット事務局

地区ガバナーはキャビネットの業務を処理するため、キャビネット事務局を置くことができる。事務局の運営はキャビネットが決定する規則による。

第23条 地区会計

1. 地区の会計年度は7月1日から6月30日までとする。
2. 地区ガバナーは地区の運営に必要な資金および所有財産の運用管理に当たり、その経過を地区大会に報告し、その承認を得る。
3. 地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、地区大会で決定する額の会費を地区ガバナーに納入する（6カ月分前納）。
4. 地区ガバナーは会員の中から委嘱した2名以上の監査委員によって、年2回以上経常会計のほか地区大会その他各種事業などの特別会計のすべてにわたって会計監査を受けなければならない。

これら特別会計についても地区大会に報告し、その承認を得なければならない。

5. 会計年度終了の際残余財産があるときは、これを次期ガバナーに引き継ぐものとする。

第3章 改正その他

第24条 改正

本会則の改正には複合地区大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上の賛成投票を要する。

第25条 規則の制定および改廃

本会則の施行のために必要な規則については、複合地区に関するものはガバナー協議会で、各地区に関するものはキャビネットでこれを制定または改廃することができる。

第26条 名称，紋章，その他の標識

地区，クラブあるいはクラブ会員は，資金獲得のために国際本部クラブ用品部の文書による事前の認可なしに，ライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを製造または販売してはならない。さらに，地区，クラブあるいはクラブ会員は，クラブ用品部の認可を得ていない者からライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを購入してはならない。その認可はクラブ用品部の日本における代理人を通して，クラブ用品部の定める規定に従って得ることができる。

第27条 文書配布の規制

クラブおよびクラブ会員は，他のクラブおよびクラブ会員に対し，資金，物品，援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。（文書には，郵便のほか電子メール，ファクス，ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む）。

第28条 施行期日

本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし，他の複合地区と関連する規定については，これを採択する330—337の各複合地区大

会がすべて終了した時から効力を発する。

別表 1

330複合地区	330—A地区	東京都
	330—B地区	神奈川，山梨の各県 (伊豆大島を含む)
	330—C地区	埼玉県
331複合地区	331—A地区	北海道一道央地区
	331—B地区	北海道一道北・道東地区
	331—C地区	北海道一道南地区
332複合地区	332—A地区	青森県
	332—B地区	岩手県
	332—C地区	宮城県
	332—D地区	福島県
	332—E地区	山形県
	332—F地区	秋田県
333複合地区	333—A地区	新潟県
	333—B地区	栃木県
	333—C地区	千葉県 (神津島を含む)
	333—D地区	群馬県
	333—E地区	茨城県
334複合地区	334—A地区	愛知県
	334—B地区	岐阜，三重の各県
	334—C地区	静岡県
	334—D地区	富山，石川，福井の各県
	334—E地区	長野県
335複合地区	335—A地区	兵庫県一東

- | | | |
|---------|---------|----------------|
| | 335—B地区 | 大阪府，和歌山県 |
| | 335—C地区 | 京都府，滋賀，奈良の各県 |
| | 335—D地区 | 兵庫県—西 |
| 336複合地区 | 336—A地区 | 愛媛，香川，高知，徳島の各県 |
| | 336—B地区 | 岡山，鳥取の各県 |
| | 336—C地区 | 広島県 |
| | 336—D地区 | 山口，島根の各県 |
| 337複合地区 | 337—A地区 | 福岡県（対馬，壱岐を含む） |
| | 337—B地区 | 大分，宮崎の各県 |
| | 337—C地区 | 長崎，佐賀の各県 |
| | 337—D地区 | 鹿児島，沖縄の各県 |
| | 337—E地区 | 熊本県 |

国際理事候補者推薦選挙手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

第1条 資 格

国際理事立候補者（以下立候補者という）の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

第2条 意思表示

立候補者の国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブを経由して、地区ガバナーに宛てた所定の文書をもって行う。

第3条 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった場合には、当年度の準地区年次大会議案として提案ができる期日までに、本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。

第4条 準地区年次大会での推薦

地区ガバナーは立候補を届け出た国際理事立候補予定者の資格が適格であることを確かめ、準地区の年次大会で国際理事立候補予定者としての推薦を諮る。

準地区の推薦が得られた後、地区ガバナーは推薦書を複合地区ガバナー協議会議長に提出しなければならない。

第5条 複合地区年次大会での推薦

地区ガバナーより推薦書を受けた複合地区ガバナー協議会議長は、複合地区年次大会で国際理事立候補予定者の推薦を諮る。

第6条 周知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれの年次大会において立候補者の立候補推薦を諮るにあたり、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な情報を大会議案書に掲載するなど適当な方法を用いて、事前に会員への周知を図らなければならない。

第7条 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の立候補推薦は、無記名投票によるものとし、それぞれの大会に出席した代議員による有効票数の過半数の得票をもって推薦とする。ただし、複数の立候補者の中から推薦を行う場合、いずれの立候補者も得票が有効投票数の過半数に満たなかった場合は、同日、上位2名で再度投票を行い、有効投票数の過半数得票者を被推薦者とする。

第8条 国際本部への届出

準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦がなされた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びに複合地区ガバナー協議会議長および同協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の60日前までに国際本部に到着するように提出しなければならない。ただし、第16条記載の投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

第9条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ（以下日本ライオンズという）に対し、推薦を求めることができる。

第2章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会

第10条 名 称

本組織の名称を国際理事候補者推薦選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

第11条 目 的

選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数（以下割当枠という）を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。

第12条 推薦決定の効力

前条の選挙による推薦決定は、国際大会の選挙に何らの拘束力を持つものではなく、候補者の国際理事立候補届が国際本部で受理され候補者として登録された時点で、当然として日本でも候補者となる。

第13条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された委員長1名と、330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各1名の委員、計9名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。

第14条 推薦要望書の提出

- (1) 第1章第9条による日本ライオンズの推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7月31日までに、推薦要望書を複合地区ガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (2) 推薦要望書には、次の書類を添付するものとする。
 - (a) 候補者の氏名、履歴、所信を記載した書面
 - (b) 所属する準地区および複合地区年次大会での推薦決議が記載された議事録の写し。
 - (c) クラブ会長、地区ガバナー、複合地区ガバナー協議会議長の推薦書

第15条 選挙管理委員会の開催

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日までに、日本ライオンズ執行理事会の定める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領等を決定する。
- (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めた時、または委員の過半数が要請したときに開催することができる。

第16条 投票人

投票人は、330～337複合地区に所属する会員のうち以下の通りとする。

現・元国際会長

現・元国際理事

現・元国際理事会アポインティ

現・元 LCIF 理事

現一般社団法人日本ライオンズ理事会構成員

現地区ガバナー

第1副地区ガバナー

第2副地区ガバナー

選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票人になることはできない。

第17条 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、すべて郵送によって行う。投票人は選挙管理委員会所定の投票用紙を用い所定の封筒に封入し、選挙管理委員会に郵送する。
- (3) 投票期間は、10月1日から10月10日までとする。投票期間内の投票かどうかの判定は、郵便消印の日付をもって判定する。
- (4) 開票は郵便配達遅れの恐れも考慮し、10月15日に行う。但し、当日が土・日・祝祭日の場合は、その後の最初の平日に行う。
- (5) 開票作業は選挙管理委員会が行い、最高得票者をもって、日本ライオンズの推薦候補者とする。但し、日本に2名の割当枠がある年度は、上位2名を日本ライオンズの推薦候補者とする。
- (6) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。
- (7) 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、日本ライオンズは選挙管理委員会に付託する選挙を省略し

て、その候補者を、日本ライオンズの推薦候補者とする。

第18条 被選挙人の義務

候補者およびその支援者は、投票人が投票判断を行うのに十分な、被選挙人の経歴、抱負、活動方針等の有用な情報を、投票人およびその他の会員に提供するよう努力する。但し、その活動は、投票期間が始まる前日までとする。

第19条 諸費用の負担

- (1) 選挙管理委員会出席のための委員会構成員の旅費は、プール制によって各複合地区が均等に負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは日本ライオンズの経費をもって充当する。
- (3) 選挙管理委員会が行う選挙に係る直接費用は、候補者を推薦した複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

第20条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。

第21条 本規則は330～337すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。

第22条 本規則は、2021年以降の候補者を推薦するために、2020年7月1日から実施する。

オセアルのガイドライン

2017.2.9

オセアル会則地域（会則地域5）からの国際理事および国際副会長候補者の承認および候補者となるための資格基準に関するガイドライン

このガイドラインは準地区、単一地区または複合地区が国際理事または国際副会長候補者をエンドース（推薦承認）するにあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補するにあたり、その資格基準としての指針を示すものである。このガイドラインは、これらの役職が果たすべき役割や責任をもとにして定めたものであり、また、各代議員が候補者を検討するに際してその判断のためのチェックリストとして機能するものである。

このガイドラインは、オセアル・スタンディング委員会が2016年11月第55回オセアルフォーラムにおける決議に従い、国際役員候補者の資格をレビューするに際してもそのチェックリストとして使用される。

国際理事及び国際副会長候補者の資格要件

- a) 複合地区による承認を求める以前に、少なくとも2回のエリアフォーラムと2回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。
- b) 地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物にいつもお世話になっています。以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は、候補者となる人物を推薦

承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。

1) 地区・複合地区の活動への参加

候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加してきた経歴がある。

2) ライオニズムにおける経験

候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて、必要なライオンズに関する知識と経験を有する。

3) ライオンズにおける成果実績（国際会長アワード、PMJF 等）

候補者は国際会長アワード、リーダーシップメダルそして（または）累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。

4) ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメージ

候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミュニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。

5) 会員増強への貢献

候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として最低でも 5 名の会員をスポンサーしている。

6) リーダーシップの資質

候補者はリーダーとしてよいマナーを身に着け、人の話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりをもち、国際協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能

力がある。

7) 効果的なプレゼンテーションの能力

8) 国際的視野

候補者は、世界のライオンズとして、自らの地区、複合地区、会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と識見を有する。

9) 活動に必要な時間

候補者はライオンズの行事や仕事に必要なとされる際に出席し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作ることが可能である。

c) 基本的な I T 処理能力

国際第3副会長立候補者推薦手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

1. 資 格

国際第3副会長立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

2. 意思表示

国際第3副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。

3. 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の1月31日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

5. ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

6. 周 知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど

適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

7. 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。

ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位2名で再度投票を行う。

複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

8. 国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の90日前までに国際本部に到着するように提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

9. 国際第3副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第3副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章 国際第3副会長候補者選挙管理委員会

1. 名称

本組織の名称を国際第3副会長候補者選挙管理委員会

(以下選挙管理委員会という)とする。

2. 目 的

国際大会の選挙において330～337複合地区からの国際第3副会長が円滑に選出されるために、1名の候補者を選出することを目的とする。

3. 構 成

選挙管理委員会は330～337複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ1名の委員をもって構成する。ただし、国際第3副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

(1) 第1章9項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7月31日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。

(2) 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

(a) 候補者の氏名、履歴、所信

(b) 所属する地区および複合地区年次大会の決議

(c) クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

5. 選挙管理委員会

(1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日までに、ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。

(2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき

または委員の過半数が要請したときに開催することができる。

- (3) 当委員会は、国際第3副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ50名、並びに前年度末の複合地区会員数300名ごと、およびその端数151名以上について1名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9月30日までに文書による推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。
- (4) 推薦を希望する候補者が1名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。

8. 諸経費

- (1) 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは一般社団法人

日本ライオンズの経費をもって充当する。

- (3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

1. 本規則の改正，廃棄には複合地区年次大会に出席し，投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
2. 本規則は330～337すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
3. 本規則は，2003年以降の国際第2副会長候補者を推薦するために2002年7月1日から実施する。

編集註：国際会則の改正により，2016年から国際第3副会長職が復活したので，国際第2副会長立候補者推薦手続規則は国際第3副会長立候補者推薦手続規則と読み替える。第1及び第2章の文中の「第2副会長」はすべて「第3副会長」に変更するが，第3章については，各複合地区大会で改正された後に変更する。

33X 複合地区緊急援助資金規定

1. 目 的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、〇年〇月〇日現在〇〇円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配分金）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経て、これを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合〔1994年5月336複合地区大会改正（最低額を1,000万円として、最低額に不足が出た場合）〕は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害のうちから、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会構成員をもって構成する。

委員長にはガバナー協議会議長が当たる。

5. 運 用

- (1) 援助の発案は地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当たっては、全委員の3分の2以上の賛成を要

する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。

(3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。

(4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、速やかにその使途を報告する。

6. 監査

委員会は、複合地区会則第11条4項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残額は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規定は、1979年〇月〇日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上の賛成投票によって改廃することができる。

(注) 第1項中の年月日と金額および第7項中の月日は、複合地区ごとにそれぞれ定められている。

会則及び付則

〇〇レオクラブ

標準版レオクラブ会則

第1条 名 称

本クラブの名称を、〇〇レオクラブとする。

第2条 目 的

地域社会の青少年に、指導力（Leadership）、経験（Experience）、並びに機会（Opportunity）を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間で、友情、親善、相互理解の精神を育成する。

第3条 スポンサー

- A. 本クラブは、〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされるが、本クラブは、そのライオンズクラブの一部ではない。本クラブ及び会員は、前記ライオンズクラブあるいはライオンズクラブ会員が持つ権利及び特権は持たない。
- B. 本クラブの運営には、〇〇ライオンズクラブの指導と監督を受ける。この指導監督は、下記のうち一つの方法で行われるものとし、その選択は、スポンサー・ライオンズクラブとレオクラブが共同で決める。
 - 1. レオクラブの例会又は理事会々議には毎回、スポンサー・ライオンズクラブの会員が少なくとも1人出席する。又は、

2. 両クラブからそれぞれ3人の代表者が月例会合同会議に出席し、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。又は、
3. レオクラブの役員が、会議の後15日以内に、会議に関する報告書又は議事録をスポンサー・ライオンズクラブ幹事又は他の指定クラブ代表者に提出し、承認を受ける。スポンサー・クラブはその後、3人のレオクラブ代表者及び3人のスポンサー・クラブ代表者を集めて会議を開き、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する特権を持つ。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。
- C. 本クラブの運営に学校当局の協力が何らかの形で必要な場合には、レオクラブ及びその会員は、学校の方針及び規則に従わなければならない。

第4条 奉仕活動

- A. 本クラブは、会則第3条に従って、会員の労力による奉仕活動を企画し、これを地域社会で実施する。その奉仕活動の全責任は、他のレオクラブ又は他の組織団体と共同で行われた場合を除き、本クラブにある。
- B. 奉仕活動には、クラブが集めた資金が充てられる。ただし、何か価値ある形で返礼するのでない限り、個人、企業、組織団体から資金を募ってはならない。

- C. 本クラブは、
1. 必要以上に〇〇ライオンズクラブ又は会員に経済的援助を要請したり、受け取ってはならない。
 2. スポンサー・クラブ以外のライオンズクラブに経済的援助を要請してはならない。
 3. 他のレオクラブに経済的援助を要請してはならない。
- D. 公衆を対象に事業を行って得た純益はいかなるものも、本レオクラブ又は会員が直接あるいは間接的に利を得るようなことに使用してはならない。

第5条 会 員

- A. 良い性格を持ち、スポンサー・ライオンズクラブのレオクラブ委員会が適切と認めた青少年男女が、レオクラブに入会できる。標準版レオクラブ会則及び付則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。
- B. 分類：レオクラブの会員は、次のように分類される。
1. **正会員**：レオクラブの会員であることから得られるすべての権利及び特権を持つとともに、会員であることに伴うすべての義務を負う会員。かかる権利及び義務を制限することなくこの権利には、他に規定される資格を有することを条件に、レオクラブの役員及びクラブが所属するレオ地区又は複合地区の役員に立候補する権利、並びに会員の投票を必要とする諸事項に対して投票する権利が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、レオクラブの

活動参加，並びに地域社会に対してレオクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。

2. **不在会員**：本レオクラブの所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくレオクラブの会合に出席することが不可能な会員で，レオクラブにとどまることを希望し，これをレオクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は，6カ月ごとにレオクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就く資格もレオ地区会議又は複合地区会議で投票する資格も持たないが，レオクラブが課す会費は納入しなければならない。

3. **アルファ会員**：12歳から18歳までのレオクラブ会員。

4. **オメガ会員**：18歳から30歳までのレオクラブ会員。

C. **会員資格終了**：下記の場合，自動的にレオクラブの会員としての資格を失う。

1. 最高年齢制限を1年超えた場合。

2. 会則第15条に基づいて本レオクラブが解散した場合。

3. グッドスタンディング会員の3分の2の票決があった場合。

D. **転籍会員**：本レオクラブは，下記を条件として，他のレオクラブを退会したか退会予定のレオが転籍会員として入会することを認めることができる。

1. 前所属レオクラブ退会後6カ月以内に，転籍申し

込みの通知が、前レオクラブのスポンサー・ライオンズクラブから入会予定先レオクラブに提出され、そのスポンサー・ライオンズクラブ幹事に写しが送られた場合。

2. 退会時にグッドスタンディングであった場合。
3. 転籍を希望する会員の年齢が、入会先レオクラブの規定年齢範囲内である場合。

前クラブを退会してから6カ月以上経過した後に転籍手続きをした場合には、第5条A項の規定に基づいて入会する。

- E. 各レオクラブは、アルファ・レオクラブかオメガ・レオクラブのいずれであることを国際本部に報告しなければならない。

第6条 例会・会議

A. クラブの会合：

1. 本レオクラブの例会は、少なくとも毎月2回、できれば毎週、付則で定められた日時に、定められた場所で開かれる。
2. クラブ会長は、随時、あるいはグッドスタンディングの会員10人以上による文書での要請があった場合、クラブの臨時会合を招集することができる。招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、グッドスタンディングの会員全員に対して通知し、かかる会員に都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点

で、通知されたとみなされる。

3. 定足数：本クラブのいかなる定例会合又は特別会合においても、定足数を満たすには、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。

B. 理事会会議：

1. 理事会定例会議は、付則に定められている日時に、定められている場所で、少なくとも毎月1回開かれるものとする。
2. クラブ会長は、随時、理事会の特別会議を招集することができる。また理事会のいずれかのメンバーによる文書での要請があった場合には、理事会特別会議を招集しなければならない。理事会の招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、理事会メンバーに対して通知し、かかるメンバーに都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
3. 理事会のいかなる定例会議又は特別会議においても、定足数を満たすには、会長又は副会長、並びにその他の理事会メンバー3名の出席が必要である。
4. 本レオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、理事会の定例会議又は特別会議に出席できるが、理事会の同意なしには発言できない。

第7条 役員

- A. 本レオクラブの役員は、会長、副会長、幹事、会

計、並びに付則で定められたその他の役員とする。役員は、グッドスタンディングの会員でなければならない。任期は、1年間あるいは有資格の後任者が就任するまでとする。上記役職は兼任することができない。

- B. レオ会長職に空席が生じた場合には任期延長が可能であるが、3期を超えることはできない。
- C. 本会則に規定されていない限り、役員の職責は、最新版ロバート議事規則に基づくものとする。

第8条 理事会

第3条に従い、

- A. グッドスタンディングの会員から選ばれた役員全員並びに3人の理事で構成される理事会が、本レオクラブの運営管理に当たる。
- B. クラブ役員を通して理事会が、クラブに承認された方針履行の責任をもつ。すべての新事項及び方針はまず理事会が検討して形成し、例会又は臨時会議でクラブ会員の承認を受ける。
- C. 理事会は、すべての委員会及び役員を統括し、いかなる役員の決定も無効にすることができる。正当な理由があれば役員を解任し、別のグッドスタンディング会員をその残存期間の後任者として任命することができる。
- D. 理事会は、クラブ運営に関する年次報告書を、クラブ会員及びスポンサー・ライオンズクラブに提出しなければならない。

第9条 選挙

役員及び理事の選挙は、〇〇ライオンズクラブの〇

○委員会が定めた時期に、委員会が認める手順に従って行われるものとする。当選には、過半数の投票を必要とする。

第10条 委員会

財務、奉仕活動、その他クラブ運営に必要な常設委員会は、付則によって定められる。会長は、理事会の承認を得て、必要に応じ特別委員会を任命することができる。

第11条 入会金及び会費

- A. 本レオクラブは、〇〇ライオンズクラブがレオクラブの運営上必要であるとみなした額の会費を徴収する。スポンサー・クラブが国際協会に毎年支払う納入金をこの会費の中に含めて、その額をレオクラブがスポンサー・クラブに支払ってもよい。
- B. 本レオクラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会又は特別会合で投票が行われる際、あるいはグッドスタンディングであるか否かが問題になった場合には、自動的に投票権を失い、支払が完了するまでは、グッドスタンディングとはみなされない。

第12条 本クラブ会員は、入会したことにより、本クラブの会則及び付則に従うことに同意した、とみなされる。

第13条 付 則

理事会は、本レオクラブの運営を能率的にするために必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員がこれを採択する。ただし、付則はすべて本会則に一貫するものとし、本会則に反する付則及びその改廃は、すべて無効とする。

第14条 紋章

- A. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。



- B. レオクラブの紋章は、レオクラブ会員にのみ使用される。会員は在籍中、威厳があり、レオクラブ会員としてふさわしい方法で、この紋章を着用あるいは表示する資格を有する。会員は、クラブを退会した場合、又はクラブが解散した場合、その資格を失う。

第15条 存続期間

- A. 下記のいずれかが生じた場合、レオクラブは解散する。
1. 本レオクラブ解散が票決された場合。
 2. ライオンズクラブ国際本部が、〇〇ライオンズクラブから、レオクラブ解散書によるスポンサー取りやめの通知を受領した場合。
 3. 本レオクラブ会長又は副会長が、本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を国際協会から受領した場合。
- B. A項に基づいてクラブが解散した場合、本レオクラブ及び会員は、個人としても、クラブ全体としても、

「レオ」の名称及び紋章に関するすべての権利と特権を失う。

第16条 議事進行

本会則で別の規定が設けられていない限り、本クラブ運営に関する議事進行手順は、すべて最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第17条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、改正と同時に自動的に効力を発する。

第18条 本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

標準版レオクラブ付則

第1条 選挙

- A. 本クラブの役員及び理事の選挙は、毎年〇〇月〇〇日までに行われる。当選者は、選挙後7月1日に就任する。
- B. 役員候補者の指名は、文書によるか、あるいは議場における口頭のいずれかにより行われる。役員選挙は、候補者が指名された会合の次の例会で行われる。選挙は、無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の票を得た候補者を、当選者とする。

第2条 入会金及び会費

- A. 新会員は、〇〇円の入会金を納入する。

- B. 会費は、年額〇〇円とする。
- C. いかなる目的のためにも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

第3条 委員会

- A. 理事会の承認を得て会長は、下記の常設委員会を設置する。
 - 1. 財務委員会。本委員会は、すべてのクラブ運営費及び奉仕活動の財源を確保することに責任をもつ。
 - 2. 奉仕活動委員会。本委員会は、地域社会への奉仕活動の計画及び実施の責任を持つ。
- B. 正当に成立した例会において、出席会員の過半数の投票によって承認されるまでは、本クラブの会員のみで構成されている委員会は、その計画を実行することはできない。

第4条 改正

- A. 本付則は、例会あるいは特別会合において、グッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(1)改正案、並びにその投票が行われる会合の日時は、少なくとも14日前に定足数が出席している例会で発表され、さらに、(2)改正が、〇〇ライオンズクラブによって承認されなければならない。
- B. 本クラブの会則に反する付則の条項は、すべて無効となる。
(その他、能率的なクラブ運営に必要な規定)